

以上の内人件費交通費再支出の理由（イ）項同様糺弾に絶するものなり

右の外假拂立替金として三百七十餘圓の不正流用あり、其目的亦知るべからず。

（三）特種寄附金（船賃改善助成法による）の不正處分

本寄附金は失業船員に對する船主よりの、失業救済に充てたる結果による寄附金にして、昭和八年度に於て約金一萬三千五百餘圓の寄附を受け居れるが、此内協會自ら刊行せし航海指針なる書籍の出版費に、金六千二百圓也を流用したり、外に金一千五百圓也を本寄附金中より流用せるが其の使途明細は

交 通 費	七〇〇圓
會 議 費	五〇〇圓
雜 費	三〇〇圓

と成せるは何れの目的に存するや、甚だ不明瞭にして、恐らくは協會經常費中借入れ濫費せるものと謂はざるべからず。

（四）航海指針（航海書）出版不正請負

航海指針刊行は特別會計に屬せしめ、既に前項特種寄附金より出版費中に借入れ、一種の失業救済金利殖の目的に在りと謂はざるべからず、然るに本書印刷代の高價なる事は左記の如く、全く印刷者が前記民潮社溝口傳たるに於て、不正請負の當然なる歸結は推斷を俟たざる所なり。

右民潮社の印刷代は航海指針二千五百冊に對して、金八千四百四十六圓を支拂ひ一冊印刷原價約三圓三十七錢八厘宛なり。

然るに他の知名の印刷業者の、右書録印刷一冊請負見積金は一圓十八錢乃至一圓二十五錢也、凡そ三倍の高價なる印刷代なりとす、常務理事たる者須らく一般印刷業者に請負入札見積に基き、假りに溝口傳をして請負はしむるとするも一般相場値段に據らしむるを以て正當なる請負方法なりとす、然るに之も亦溝口傳をして利得せしむる目的に出でたる事明白にして、單に背任たるに止まらず明らかに利得分の配